

東京外国語大学植栽基金取扱要項

〔 令和4年10月25日 〕
〔 規則第68号 〕

改正 令和6年2月21日規則第17号

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人東京外国語大学基金規程第8条第2項の規定に基づき、東京外国語大学植栽基金(以下「基金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この基金は、キャンパスマスタープランに掲げる緑あふれるキャンパスを維持するために、樹木の植え替え等に資することを目的とする。

(基金の使途)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、以下の使途に充当するものとする。

- (1) 植栽に係る経費
- (2) 第1号に付帯する経費

(事業の継続)

第4条 事業の継続については、各事業年度の収支の状況、事業の達成状況及び今後の計画等を踏まえて、基金委員会で審議の上、決定するものとする。

(雑則)

第5条 その他本基金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。